

昭島市パブリック・コメント手続指針

第1 目的

この指針は、市が実施するパブリック・コメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市の行政運営における公正の確保、透明性の向上及び市民参加の促進を図り、もって市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

第2 定義

この指針に掲げる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) パブリック・コメント手続 市の基本的な政策等を策定する過程において、その政策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、公表した事項に対する市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、市民等から提出された意見等の概要及びその意見等に対する実施機関の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市の区域内に住所を有する者
 - イ 市の区域内に事務所又は事業所を有するもの
 - ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市の区域内に存する学校に在学する者
 - オ パブリック・コメント手続に係る政策等の案の内容に直接的な利害関係を有するもの

第3 対象

パブリック・コメント手続の対象となる政策等の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の総合的な政策に関する計画又は指針の策定又は改定
- (2) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定
- (3) 各行政分野の施策の基本方針又は基本的な事項を定める計画の策定又は改定
- (4) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定
 - ア 市の基本的な制度を定める条例

- イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関がパブリック・コメント手続の対象とすることが必要と認める政策等の策定等

第4 適用除外

実施機関は、第3の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリック・コメント手続を実施しない。

- (1) 緊急に政策等を策定する必要があるため、パブリック・コメント手続を実施することが困難であるとき。
- (2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関する政策等を策定するとき。
- (3) 審議会等(地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので実施機関が定めるものをいう。以下同じ。)の議を経て政策等を策定しようとする場合において、当該審議会等がパブリック・コメント手続に準じた手続を実施したとき。
- (4) 法令等により、縦覧等の手続が義務付けられている政策等を策定するとき。
- (5) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他のパブリック・コメント手続を実施することを要しない軽微な変更を行うとき。
- (6) 実施機関の裁量の余地がないと認められる政策等を策定するとき。
- (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出するとき。

第5 政策等の案の公表

- 1 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施して政策等を策定しようとするときは、あらかじめ政策等の案及び市民等が当該政策等の案を理解するために必要な資料を公表しなければならない。
- 2 実施機関は、意見等の提出期間、提出方法その他市民等が意見等を提出するために必要な事項について、1の規定による公表に際し、明示しなければならない。
- 3 1及び2の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧・配付、市のホームページへの掲載の方法等により行うものとする。この場合にお

いて、実施機関は、その概要を市の広報に掲載するなど、必要に応じた方法により市民等への周知を図るものとする。

第6 意見等の提出期間

意見等の提出のための期間は、政策等の案の公表の日から起算して30日以上でなければならない。ただし、当該30日以上の期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

第7 意見等の提出方法

意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他実施機関が認める方法

第8 意見等の提出時の記載事項

意見等を提出するものは、原則として住所、氏名等を、法人その他の団体にあつては、所在地、団体名、代表者の氏名等を明らかにするものとする。

第9 提出された意見等の考慮義務

実施機関は、政策等の策定についてパブリック・コメント手続を実施したときは、市民等から提出された意見等を考慮して、当該政策等の策定について意思決定を行わなければならない。

第10 結果の公表

意見等の概要及びその意見等に対する市の考え方の公表は、次のとおり実施する。

- (1) 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施した政策等の策定について意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、昭島市情報公開条例（平成10年昭島市条例第2号）第9条各号に掲げる情報に該当するものは、この限りでない。

ア 受け付けた意見等の概要

- イ 受け付けた意見等に対する実施機関の考え方
 - ウ 政策等の案を修正して意思決定したときは、その修正の内容
- (2) 意見等の公表の方法については、第5第3項の規定を準用する。

附 則

- 1 この指針は、平成20年8月1日から実施する。
- 2 この指針の実施の際、現に策定の過程にある政策等については、この指針は適用しない。